

熊本県情報公開審査会の答申(平成19年12月11日付け答申第95号)の概要

1 事案の概要

- (1) 平成16年12月28日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して、次の行政文書(以下「本件請求対象文書」という。)の開示請求があった。
- ・第35回全国身体障害者スポーツ大会において内部障害者が参加拒否された理由が記載されたもの(以下「本件請求対象文書①」という。)
 - ・上記大会会場におけるストマ使用者用トイレ(オストメイト対応トイレ)の増設数が記載されたもの(以下「本件請求対象文書②」という。)
 - ・財団法人日本身体障害者スポーツ協会に障害者スポーツ政策を一任し、各身体障害者スポーツ大会を行わせてきた理由、及び、同協会に対し、各身体障害者スポーツ大会等身体障害者スポーツ政策に必要な委託金を支出してきた理由が記載されたもの(以下「本件請求対象文書③」という。)
- (2) 平成17年1月11日、この開示請求に対して、実施機関(担当:身体障害福祉課(現在は障害者支援総室))は、本件請求対象文書が存在しないことを理由に不開示決定を行った。
- (3) 平成17年3月7日、実施機関に不開示決定に対する異議申立てが行われた。
- (4) 平成17年10月18日、実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問があった。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 主な争点

実施機関は、本件請求対象文書を保有しているか。

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張	実施機関の主張
<p>①第35回全国身体障害者スポーツ大会、第8回九州パラリンピックにおいても、熊本県は、内部障害者の参加を一貫して拒否してきた。よって非開示理由は嘘であり、県の差別行政の実態を隠蔽するものであるから開示せよ。</p> <p>②財団法人日本障害者スポーツ協会の設立目的は、国・都道府県・政令指定都市からの委託金のピンハネ等であり、障害者のリハビリテーションではない。その証拠に、第8回九州パラリンピックには内部障害者の参加資格がなくな</p>	<p>①全国身体障害者スポーツ大会に関わる事項は、大会主催者である厚生労働省、財団法人日本身体障害者スポーツ協会、開催県等が大会実施要綱として決定する。また、大会参加資格(競技・種目及び障害区分)については、財団法人日本身体障害者スポーツ協会制定の全国身体障害者スポーツ大会競技規則に従い決定されており、本県において開催した第35回全国身体障害者スポーツ大会は、同規則に従い実施したものである。なお、当時の規則には、内部障害者の出場種目は記載されていなかった。また、第35回全国身体障害者スポーツ大会の実施に当たり、当時、内部障害者の参加については特に議論されていない。よって、県では、該当する文書を作成も取得もして</p>

り、皇族招聘に予算を費やすことでストマ用トイレの増設ができなくなった。

③財団法人日本障害者スポーツ協会は、各都道府県内の大会、全国障害者スポーツ大会、国内パラリンピック大会のいずれにもかかわっており、第35回全国身体障害者スポーツ大会の時、主催者に入っている。また、「九州パラリンピック」は、財団法人日本障害者スポーツ協会とその傘下団体である熊本県障害者スポーツ・文化協会が県費を使って開催している。

いない。

②本県は、財団法人日本障害者スポーツ協会に対し、障害者スポーツ施策を一任していないし、業務委託もしていない。

③財団法人日本障害者スポーツ協会は、本県で開催している障害者スポーツ大会には関与していない。また、同協会は、「九州パラリンピック」の後援はしているが、開催をしているわけではない。

④第35回全国身体障害者スポーツ大会の実施に当たり、同大会会場に、ストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）を設置していないし、設置されたという話も聞いたことがない。よって、ストマ使用者用トイレの増設数が記載された文書を作成又は取得していない。

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が、本件請求対象文書を保有していないことを理由に不開示とした決定は、妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

ア 本件請求対象文書①の存在・不存在について

審査会において第35回全国身体障害者スポーツ大会実施要項を確認したところ、同大会において適用する競技規則は、平成11年度に適用の全国身体障害者スポーツ大会競技規則（日本身体障害者スポーツ協会制定）と記載されており、また、競技・種目及び障害区分は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則第2条の2<別表I>及び同規則第2条の3<別表第II>のとおりとするとの記載があった。なお、同大会実施要綱の<別表I>及び<別表II>には、内部障害に関する記述は見当たらなかった。

全国身体障害者スポーツ大会は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則等に従って全国統一的に開催されていることから、実施機関が大会参加資格について独自に検討するとは考えられず、また、大会競技規則の中に内部障害者に関する記述が存在しないことから、第35回全国身体障害者スポーツ大会において内部障害者が参加拒否された理由が記載された行政文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、当時、内部障害者の参加については特に議論されていないことを理由に、本件請求対象文書①を作成又は取得していないとする実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

イ 本件請求対象文書②の存在・不存在について

内部障害者の第35回全国身体障害者スポーツ大会への参加については、上記アのとおり、第35回全国身体障害者スポーツ大会実施要綱の<別表

I >及び<別表II>には、内部障害に関する記述がないことから、内部障害者は同大会に参加することはできなかったと考えられる。また、実施機関は、同大会の実施に当たり、大会会場として使用された施設にストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）を設置しておらず、設置されたという話も聞いたことがないと主張しており、実施機関が増設数を把握する必要性があったとは認められないことから、本件請求対象文書②を作成又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ウ 本件請求対象文書③の存在・不存在について

実施機関の説明では、第35回全国身体障害者スポーツ大会については、熊本県は財団法人日本障害者スポーツ協会と共催しているものの大会運営は熊本県が主体的に行っており、同協会に運営を一任していないし、委託金も支出していないとし、熊本県が主催する熊本県障害者スポーツ大会等の障害者スポーツ大会については、同協会は関与していないとしている。なお、九州パラリンピック大会については、熊本県は、大会の企画・運営には関与していないとのことである。

財団法人日本障害者スポーツ協会は、熊本県が主催又は共催した身体障害者スポーツ大会について共催や後援をしているものの、熊本県が同協会に身体障害者スポーツ大会を行わせてきたとは認められず、また同協会に業務を委託した実績もなく、本件請求対象文書③を作成又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成17年10月18日
答申日	： 平成19年12月11日（答申第95号）
事案名	： 第35回全国身体障害者スポーツ大会関係文書等の不開示決定（不存在）に関する件（平成17年諮問第135号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった次の行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、保有していないことを理由に不開示とした決定は、妥当である。

- ・ 第35回全国身体障害者スポーツ大会において内部障害者が参加拒否された理由が記載されたもの（以下「本件請求対象文書①」という。）
- ・ 第35回全国身体障害者スポーツ大会会場におけるストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）の増設数が記載されたもの（以下「本件請求対象文書②」という。）
- ・ 財団法人日本身体障害者スポーツ協会に障害者スポーツ政策を一任し、各身体障害者スポーツ大会を行わせてきた理由、及び、同協会に対し、各身体障害者スポーツ大会等身体障害者スポーツ政策に必要な委託金を支出してきた理由が記載されたもの（以下「本件請求対象文書③」という。）

第2 諮問に至る経過

- 1 平成16年12月28日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件請求対象文書について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成17年1月11日、実施機関は、本件請求対象文書について存在しないことを理由に不開示の決定を行った（以下、本決定を「本件不開示決定」という。）。
- 3 平成17年3月7日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成17年10月18日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を

行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消し、本件請求対象文書を開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 第35回全国身体障害者スポーツ大会、第8回九州パラリンピックにおいても、熊本県は、財団法人日本障害者スポーツ協会とグルになって、内部障害者の参加を一貫して拒否してきた。よって不開示理由は嘘であり、県の差別行政の実態を隠蔽するものであるから開示せよ。

(2) 財団法人日本障害者スポーツ協会の設立目的は、国・都道府県・政令指定都市からの委託金のピンハネ、障害者に対する皇民化教育、官僚天下りであり、障害者のリハビリテーションではない。その証拠に、第8回九州パラリンピックには内部障害者の参加資格がなくなり、皇族招聘に予算を費やすことでストマ用トイレの増設ができなくなった。

(3) 財団法人日本障害者スポーツ協会は、各都道府県内の大会、全国障害者スポーツ大会、国内パラリンピック大会のいずれにもかかわっている。第35回全国身体障害者スポーツ大会の時、主催者には熊本県と共に財団法人日本障害者スポーツ協会が入っている。

また、熊本県で毎年開催されている「九州パラリンピック」は、財団法人日本障害者スポーツ協会とその傘下団体である熊本県障害者スポーツ・文化協会が県費を使って開催している。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 全国身体障害者スポーツ大会に関わる事項は、大会主催者である厚生労働省、財団法人日本身体障害者スポーツ協会、開催県等が大会実施要綱として決定する。また、大会参加資格（競技・種目及び障害区分）について

は、財団法人日本身体障害者スポーツ協会制定の全国身体障害者スポーツ大会競技規則第2条の2<別表I>及び同規則第2条の3<別表II>に従い決定されており、本県において開催した第35回全国身体障害者スポーツ大会は、同規則に従い実施したものである。なお、当時の規則には、内部障害者の出場種目は記載されていなかった。また、第35回全国身体障害者スポーツ大会の実施に当たり、当時、内部障害者の参加については特に議論されていない。よって、県では、該当する文書を作成も取得もしていない。

2 本県は、財団法人日本障害者スポーツ協会に対し、障害者スポーツ施策を一任していないし、業務委託もしていない。また、本県は、第35回全国身体障害者スポーツ大会を財団法人日本障害者スポーツ協会と共催しているが、大会運営は本県が主体的に行っており、同協会に委託金の支出もしていないため、本県が同協会に対し、同大会の一任等をしていたことにはならない。

3 財団法人日本障害者スポーツ協会は、全国障害者スポーツ大会及び国内パラリンピック大会等全国規模の大会には、共催又は後援等を行い、関与している場合があるが、本県で開催している「熊本県障害者スポーツ大会」等の障害者スポーツ大会には、同協会は関与していない。また、同協会は、「九州パラリンピック」の後援はしているが、開催をしているわけではない。なお、県は、熊本県障害者スポーツ・文化協会を通じて「九州パラリンピック」の事業費の補助を行っているが、同大会の企画・運営には関与していない。

4 第35回全国身体障害者スポーツ大会の実施に当たり、同大会会場に、ストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）を設置していないし、設置されたという話も聞いたことがない。よって、ストマ使用者用トイレの増設数が記載された文書を作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容等を踏まえ、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求対象文書①の存在・不存在について

(1) 本件請求対象文書①について

本件請求対象文書①は、厚生労働省、財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県等の共催により、開催地ごとに大会実施要綱を定めて全国統一的に開催される全国身体障害者スポーツ大会に関するものであり、熊本県が開催地となった第35回全国身体障害者スポーツ大会において内部障害者が参加拒否された理由を記載した行政文書である。

(2) 不開示決定の妥当性について

実施機関は、全国身体障害者スポーツ大会の参加資格（競技・種目及び障害区分）は財団法人日本身体障害者スポーツ協会制定の全国身体障害者スポーツ大会競技規則に従い決定されており、第35回全国身体障害者スポーツ大会は同規則に従い実施していること、また、当時、内部障害者の参加については特に議論されていないことから、実施機関は、本件請求対象文書①を作成も取得もしていないと主張している。

そこで、審査会において第35回全国身体障害者スポーツ大会実施要項を確認したところ、同大会において適用する競技規則は、平成11年度に適用の全国身体障害者スポーツ大会競技規則（日本身体障害者スポーツ協会制定（平成9年4月1日実施））と記載されており、また、競技・種目及び障害区分は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則第2条の2<別表Ⅰ>「全国身体障害者スポーツ大会競技・種目表」及び同規則第2条の3<別表第Ⅱ>「全国身体障害者スポーツ大会個人競技障害区分表」のとおりとするとの記載があった。なお、同大会実施要綱の<別表Ⅰ>及び<別表Ⅱ>には、内部障害に関する記述は見当たらなかった。

上記のとおり、全国身体障害者スポーツ大会は、全国身体障害者スポーツ大会競技規則等に従って全国統一的に開催されていることから、実施機関が大会参加資格について独自に検討するとは考えられず、また、大会競技規則の中に内部障害者に関する記述が存在しないことから、第35回全国身体障害者スポーツ大会において内部障害者が参加拒否された理由が記載された行政文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、当時、内部障害者の参加については特に議論されていないことを理由に、本件請求対象文書①を作成又は取得していないとする実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

上記のとおりであり、本件請求対象文書①について、実施機関が保有していないことを理由に不開示とした決定は妥当である。

2 本件請求対象文書②の存在・不存在について

(1) 本件請求対象文書②について

本件請求対象文書②は、熊本県が開催地となった第35回全国身体障害者スポーツ大会において、同大会会場にストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）が増設された場合に、その増設数が記載された行政文書である。

(2) 不開示決定の妥当性について

実施機関は、第35回全国身体障害者スポーツ大会の実施に当たり、大会会場にストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）は設置されていないため、本件請求対象文書②を作成又は取得していないと主張している。

内部障害者の同大会への参加については、上記1(2)のとおり、第35回全国身体障害者スポーツ大会実施要綱の<別表I>「全国身体障害者スポーツ大会競技・種目表」及び<別表II>「全国身体障害者スポーツ大会個人競技障害区分表」には、内部障害に関する記述がないことから、内部障害者は同大会に参加することはできなかったと考えられる。

また、実施機関は、同大会の実施に当たり、大会会場として使用された施設にストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）を設置しておらず、設置されたという話も聞いたことがないと主張しており、実施機関が増設数を把握する必要性があったとは認められないことから、第35回全国身体障害者スポーツ大会会場におけるストマ使用者用トイレ（オストメイト対応トイレ）の増設数が記載された行政文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

上記のとおりであり、本件請求対象文書②について、実施機関が保有していないことを理由に不開示とした決定は妥当である。

3 本件請求対象文書③の存在・不存在について

(1) 本件請求対象文書③について

本件請求対象文書③は、熊本県が財団法人日本身体障害者スポーツ協会に対して、障害者スポーツ政策を一任して各身体障害者スポーツ大会を行わせてきた理由、及び、身体障害者スポーツ大会等の身体障害者スポーツ政策を実施するために委託金を支出してきた理由が記載された行政文書である。

(2) 不開示決定の妥当性について

実施機関は、財団法人日本障害者スポーツ協会に対し、障害者スポーツ施策を一任していないし、業務委託もしていないと主張している。

財団法人日本障害者スポーツ協会は、厚生労働省所管の財団法人であり、同協会のウェブページによれば、全国障害者スポーツ大会やジャパンパラリンピックをはじめとする全国規模の障害者のスポーツ大会を開催・奨励し、パラリンピックをはじめとする各種競技の国際大会や国際会議に、選手・役員を派遣するとともに、国内外の障害者スポーツ団体及び関連団体との連絡・調整を図り、障害者のスポーツの普及・振興を推進している団体である。

実施機関の説明では、第35回全国身体障害者スポーツ大会については、熊本県は財団法人日本障害者スポーツ協会と共催しているものの大会運営は熊本県が主体的に行っており、同協会に運営を一任していないし、委託金も支出していないとし、熊本県が主催する熊本県障害者スポーツ大会等の障害者スポーツ大会については、同協会は関与していないとしている。なお、九州パラリンピック大会については、熊本県は、大会の企画・運営には関与していないとのことである。

上記のとおり、財団法人日本障害者スポーツ協会は、熊本県が主催又は共催した身体障害者スポーツ大会について共催や後援をしているものの、熊本県が同協会に身体障害者スポーツ大会を行わせてきたとは認められず、また同協会に業務を委託した実績もなく、熊本県が同協会に対して、障害者スポーツ政策を一任して各身体障害者スポーツ大会を行わせてきた理由及び身体障害者スポーツ大会等の身体障害者スポーツ政策を実施するために委託金を支出してきた理由が記載された行政文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

上記のとおりであり、本件請求対象文書③について、実施機関が保有していないことを理由に不開示とした決定は妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 益田敬二郎

会長職務代理者	渡邊 榮文
委員	大脇 成昭
委員	田中扶慈子
委員	前田 和美

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年10月18日	・ 諮問（第135号）
平成18年 1月 6日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成19年 6月25日	・ 審議
平成19年 7月25日	・ 審議
平成19年 8月24日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成19年 9月21日	・ 実施機関からの口頭説明聴取及び審議
平成19年11月 9日	・ 審議